

中古商品自動車に係る自動車税種別割の減免について

愛媛県では、中古自動車販売業者の方が商品として所有し、かつ、展示する自動車について、その所有の形態等にかんがみ、次の要件に該当する場合は、自動車税種別割を減免できることとしております。

1. 減免を受けることができる中古自動車販売業者

次の要件をすべて満たしている方をいいます。

- (1) 古物営業法第2条第3項に規定する古物商であること。
- (2) 納税義務者となっているすべての自動車税種別割について、滞納がないこと。
- (3) 減額を受けようとする年度のすべての自動車税種別割について、納期限内に納付していること。
- (4) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた者は、その刑の執行等が終わった日から3年を経過していること。
- (5) 地方税の滞納処分を受けた者は、その滞納処分を受けた日から2年を経過していること。

2. 減免の対象となる自動車

次の要件をすべて満たしている自動車をいいます。

- (1) 4月1日午前0時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示していること。ただし、修理等のために展示できない場合は、この限りでない。
- (2) 道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されていること。
- (3) 新規登録車でないこと。
- (4) 社用車、代車、試乗車その他の運行の用に供するために取得したものでないこと。
- (5) 道路の運行の用に供していないこと。
- (6) 一般財団法人日本自動車査定協会愛媛県支所により、商品車である旨証明されていること。